

〔別 紙〕

様式 1

## 事 業 報 告 書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人新山会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県始良郡湧水町木場 973 番地 1
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成13年9月13日
- (4) 設立登記年月日 平成13年9月13日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	くりの後庵クリニック	鹿児島県始良郡湧水町木場 973番地1	一般病床 0床
介護老人 保健施設	介護老人保健施設しらうめ	鹿児島県始良郡湧水町木場 973番地1	入所定員 19名

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年11月25日 令和2年度決算の決定

令和4年 9月10日 認定医療法人移行に伴う定款変更及び出資持分放棄の件

法人名 医療法人新山会  
 所在地 鹿児島県姶良郡湧水町木場 9 7 3 番地 1

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 4 年 9 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	131,927千 円
2. 負 債 額	14,358千 円
3. 純 資 産 額	117,568千 円

(内 訳) (単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	78,393
B 固 定 資 産	53,533
C 資 産 合 計 (A + B)	131,927
D 負 債 合 計	14,358
E 純 資 産 (C - D)	117,568

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人新山会  
 所在地 鹿児島県始良郡湧水町木場973番地1

※医療法人整理番号 

--	--	--	--

貸 借 対 照 表  
 (令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	78,393	<b>I 流動負債</b>	14,358
現金及び預金	57,835	支払手形	
事業未収金	18,127	買掛金	3,061
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	123	未払金	498
前渡金		未払費用	9,220
前払費用	75	未払法人税等	56
その他の流動資産	2,232	未払消費税等	
<b>II 固定資産</b>	53,533	前受金	
1 有形固定資産	47,473	預り金	1,521
建築物	23,016	前受収益	
構築物		〇〇引当金	
医療用器械備品		その他の流動負債	
その他の器械備品	5,618	<b>II 固定負債</b>	
車両及び船舶	4,738	医療機関債	
土地	14,099	長期借入金	
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		〇〇引当金	
2 無形固定資産		その他の固定負債	
借地権		負債合計	14,358
ソフトウェア		純資産の部	
その他の無形固定資産		科 目	金 額
3 その他の資産	6,059	<b>I 資本金</b>	3,000
有価証券		<b>II 積立金</b>	114,568
長期貸付金		代替基金	
保有医療機関債		〇〇積立金	
その他長期貸付金		繰越利益積立金	114,568
役員等長期貸付金		<b>III 評価・換算差額等</b>	
長期前払費用	5,459	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	600	純資産合計	117,568
資産合計	131,927	負債・純資産合計	131,927

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。



※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

法人名 医療法人新山会  
所在地 鹿児島県姶良郡湧水町木塚973-1

※該当なし

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人新山会  
理事長 新内 千鶴子 殿

(3)

私は、医療法人新山会の令和2会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月25日

医療法人新山会  
監事 水野 昭

